

## 村岡・深沢地区総合交通戦略策定協議会 設置要綱

### (目的)

第1条 村岡・深沢地域を一体の都市圏（藤沢市村岡地区、鎌倉市深沢地区）と捉え、公共交通の利用促進を実現するため、村岡・深沢地区総合交通戦略策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議をする。

- (1) 村岡・深沢地区総合交通戦略策定に関する事項
- (2) その他村岡・深沢地区の都市交通に関して必要な事項

### (組織)

第3条 協議会の構成員は別表のとおりとする。

- 2 委員長は、学識経験を有する委員の内から委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

### (会議)

第4条 委員長は、協議会の委員を招集し、会議の議長を務める。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、資料の提出、意見または説明その他の協力を求めることができる。
- 3 委員は、やむを得ない理由により協議会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ委員長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、原則、公開とする。ただし、委員長が協議会に諮り決定したときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

### (事務局)

第5条 協議会の事務は、藤沢市都市整備部都市整備課及び、鎌倉市拠点整備部深沢地域整備課が執り行うものとし、事務局は藤沢市都市整備部都市整備課に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月30日から施行する。